

その部分は所管課である程度見回りして、ほかから、例えば長井市に訪れた人に対してのもてなしを考えれば、ちょっとみっともないなというようなところがないようにぜひお願いしたいというようなことも含めまして今回質問をさせていただきました。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

## 今泉春江委員の総括質疑

○竹田陽一委員長 次に、順位4番、議席番号15番、今泉春江委員。

15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 日本共産党の今泉春江です。よろしくお願いいたします。

税務概要によると、令和5年度一般会計決算の市税は31億2,417万円となり、令和4年度決算より2,984万8,000円減と報告されています。一般市税収納率は、現年度課税分が99.84%、13市でトップ、7年連続となっておりますし、収納率もアップしております。また、現年度課税分と滞納繰越分を合わせたものも99.48%、こちらも13市でトップ、12年連続となっております。県内13市トップの収納率を維持していることは、市民の努力と収納に携わる職員の皆様の取組の結果であると思います。

さて、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症も昨年5月から5類になり、市民生活や自営業の方も以前のように戻りつつあるとは思いますが、そんな中での市民の納税相談の状況はいかがでしたでしょうか、税務課長にお聞きいたします。

○竹田陽一委員長 菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 令和5年度の様でございますが、令和4年度においても減少傾向ではあったものの、令和5年5月から5類感染症に移

行したこともあり、新型コロナウイルスを理由とした納税相談は、ほとんどございませんでした。

しかしながら、事業の収入減少や離職、病気等の理由から一時的に収入が少なくなり、納税が大変難しいといった相談につきましては、昨年同様、市税に関しましては約90件ぐらいございました。そのような相談を受けた場合は、納税者ごとに丁寧に状況を聞き取りし、一時的に滞納となったとしても、必ず完納に導けるような納税計画を示し、分割納付を提案し、納税者個々の状況に応じた円滑な納税相談を行ってきたところでございます。

また、従来から取り組んでいるきめ細かな納税相談に継続して取り組むことによって、納税に対する市民の理解が進み、結果として県内13市トップの収納率を維持することができていると捉えております。

○竹田陽一委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 状況をお伺いいたしました。

次に、年度別差押件数と換価金額について質問します。私は、昨年度の決算委員会でも申し上げておりますが、平成25年度の資料を見ますと、本市の差押えが993件と報告され、置賜地方3市5町では差押件数が1番となっております、そのような背景もあり、その当時、市民の方からは差押えについて相談を受け、その改善のために取り組んできました。そして、差押えでなく相談収納にすべきだと求めてまいりました。

差押件数が毎年減少してきていることは、相談収納が進んでいると感じており、このことは大きな前進部分と捉えています。相談収納により差押えが減少することはよいことですが、相談収納に乗ることで滞納の原因や分割納税、減免などにもつながっていきます。さらに、国民の納税の義務や税の公平性なども周知されます。相談収納により市民の自主的な納税の喚起にも

つながってくるのではないのでしょうか。

さて、令和6年度税務概要では、令和5年度の差押件数は122件と報告されております。前年の令和4年度よりも15件減少し、換価金額も267万3,929円が減少しています。これを見ますと、市民への相談収納が増えているのかと感じますが、同時に市民の納税意識も向上してきているのではないかと感じます。コンビニ収納などは休日でも納付でき、スマホアプリなど、納税環境が整ってきていることも納税促進につながっているのかと思います。どのような相談収納に取り組んできたのか、税務課長にお聞きいたします。

○竹田陽一委員長 菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 納税環境の充実を図るために、平成26年4月1日よりコンビニ収納を、また平成30年5月15日よりスマホアプリ収納を導入し、納税者の利便性を図ってまいりました。

休日や朝晩の支払いが可能なため、年々利用者も伸びており、令和5年度では、コンビニ収納は4万1,559件で全体の32%、スマホアプリは588件で0.5%と、意識の向上につながっているものと認識しております。

また、令和5年4月からは、地方税お支払いサイトを利用した納付が可能となりました。地方税お支払いサイトを利用し、パソコンやスマートフォン等から納付書に印字された二次元バーコードを読み取ることによって、これまでできなかったクレジットカードやスマートフォン決済アプリでの納付が可能となりました。これにより時間や場所にかかわらず納付が可能となり、納税者の利便性を一層向上することができたと考えております。

一方、督促状を発送しても納付されない方につきましては、嘱託徴収員による早期の一斉電話催告、その後の文書や訪問による催告によって滞納額が大きくなる前に納付するように働きかけており、そのことが納税収納にもつなが

ていると考えております。

以上のような様々な取組により納期内納税の促進と滞納や差押件数の減少が図られ、結果として高い収納率の確保につながったものと捉えております。

○竹田陽一委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 今、課長からの答弁にもありましたが、税務概要を見ますとコンビニ収納が大変増えております。休日でも納付でき、働いている方などは買物のついでにも納付でき、大変助かっております。収納率向上に大きくつながっているものと感じております。

また、税務概要を見ますと、市民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、介護保険料、後期高齢者保険料、霊園管理料など、ほとんどの税金がコンビニ納付で高い割合があります。利便性があるということで収納率につながっているかなと思っております。引き続き市民に周知していただいて、収納率の向上にも努めていただきたいと思っております。

そして、今、質問でも申し上げましたが、差押えが減少しているということは大変すばらしいことではあります。本当にこの部分というのは前進部分であると感じております。一定評価はいたしますが、まだまだ相談収納の余地というか、122件ですか、ありますので、ぜひ引き続き相談収納を進めていただいて、差押件数を減らしていただきたいなと思っております。

それでは、次に参ります。次の質問です。差押えでは、預貯金のほか年金、給料などがありますが、生活するための必要な財産もあります。差押えの場合、国税徴収法について、どうなされているのかお聞きいたします。

また、児童手当の差押えはどうなっていますか、税務課長にお聞きいたします。

○竹田陽一委員長 菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 給与の差押えにつきましては、国税徴収法第76条第1項に基づき、次の5

点について、差押禁止金額が規定されております。

まず1つ目としては、源泉徴収される所得税、2つ目としては、特別徴収の住民税、3つ目としては、社会保険料、4つ目としては、最低生活を維持するために必要な金額として、本人の分は10万円、同居する家族1人につきまして45,000円を加算した金額、5つ目としては、社会的対面維持のために必要な金額として、給料の総額から所得税、住民税、社会保険料、最低生活費相当額の合計額を差し引いた金額の20%に相当する金額となっております。毎月第三債務者である給与支払い先よりそれぞれの金額を連絡いただきまして、当然のことではございますが、換価の際には、法にのっとり、総支給額から差押禁止金額を差し引き、残った金額を頂くようにしております。

また、児童手当につきましては、児童手当法第15条の規定により差押禁止財産とされておりますので、過去の判例や周囲の自治体の動向などの背景から、現在は行っておりません。児童手当支給は、口座振替はせずに、支給日に必ず来庁いただいて、未納分の納付や、あとは分納等の計画を立てるようにしております。

○竹田陽一委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 課長のほうからは、国税徴収法について細かく説明をいただきました。いろいろ金額を見ますと、結構な金額が国税徴収法でその差押禁止財産ということになっておりますが、いろいろ相談を受ける中で、通帳に年金や給料が入りますと、どうしてもその通帳というのは何冊も持ってるわけではないので、ほとんどの方が1つか2つで、その中で生活費やなんかも出し入れしたりしてるわけですので、どうしても一般財産ということで差押えの対象になってしまいます。そうすると、入ったものをほとんどそっくりというようなこともあって、相談を受けたような事例もあります。ぜひこの

国税徴収法というもので納税者の生活というものを守っていただきたいと思います。滞納してるということですので、そこでも相談、収納ということをご本人としっかり取り組んでいただければ、前向きな納税というものも出てくるんじゃないかなと思っております。よろしく願いいたします。

それで、児童手当についても差押禁止財産ということで答弁をいただきました。今は児童手当は差し押さえしないと、長井市でもそのようになっておりますので、過去に児童手当を差し押さえされて相談を受けた事例もありましたので、そこは確認しながら毎年質問させていただいておるところでございます。児童手当は、児童の健やかな成長に資することを目的としています。引き続き、児童手当の差押えはなさないように求めたいと思います。

次の質問に参ります。国民健康保険税収納についてお聞きします。国民健康保険税の収納率も現年度課税分と、また現年度課税分と滞納繰越分を合わせた分も県内13市のトップとなっております。昨年度においては、非課税世帯や住民税均等割のみの世帯への給付金などもあり、税金への納付にも使われたかなと思いますが、国民健康保険税の納税相談はありましたか。相談収納の促進による納税の喚起とさらなる収納率向上を求めたいと思います。税務課長にお聞きいたします。

○竹田陽一委員長 菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 国民健康保険税は、自営業の方、あと退職された方、パートやアルバイトなどで職場の健康保険に加入していない方が加入することとなり、世帯単位で加入することとなるために税金の額も大きくなります。そのため健康保険税は、市税以上に様々な理由で納税相談が寄せられており、令和5年度には約90名の方が納税相談に見えられました。

国民健康保険税も市税同様に納税者に寄り添

った丁寧な納税相談を行っておりますが、市税以上に制度の丁寧な説明を行い、世帯の状況、あとは収入の状況を把握し、納税者に寄り添った対応が必要であると考えております。常に丁寧な収納対策を心がけながら、今後も収納率の向上に努めてまいりたいと思っております。

○竹田陽一委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 今、課長からも答弁いただきましたが、国民健康保険税というのは、所得割、均等割、平等割があり、金額は高く、毎月の納付というのは大変でございます。しかし、国民健康保険は、健康、命を守るために大切です。国民健康保険税の納税相談の様子を今、伺いましたけども、そこで、国民健康保険税の相談収納により減免とか分割とか分納などの様子が分かりましたら、人数や金額が分かりましたらご報告願いたいと思います。よろしいですか。

○竹田陽一委員長 菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 まず、国民健康保険分納のほうについて、初めにお答えさせていただきます。国民健康保険税の分納に関しましては、令和5年度につきましては56件ございました。あと、介護保険のほうについては11件、後期高齢者医療保険料については7件の分納がございました。

続きまして、減免のほうにつきましては、国民健康保険税につきましては、社会保険等から後期高齢医療保険へ移行した場合に、国保に加入する65歳から74歳までの被扶養者が減免となりますが、こちらが該当された方が27件で、減免の額につきましては71万7,000円でございます。

あと、介護保険料のほうの減免につきましては、東日本大震災によって警戒区域になってしまったということで減免の対象となっている方が2件おられます。金額のほうは、減免額は20万4,900円になります。

後期高齢者医療保険料の減免のほうにつきましては、こちら介護保険のほうと同じく東日本大震災に伴って、それに対する避難者の減免措置ということで2件ございます。減免額は28万9,300円となっております。

○竹田陽一委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 課長のほうから件数と金額を報告いただきました。これは、相談収納によって減免や分割ということにつながったのでしょうか、お聞きします。

○竹田陽一委員長 菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 委員おっしゃるとおり、来庁いただいて、相談をいただいて、その上で分納の計画を相談者とおちらの担当者で互いに相談しながらしたものでございます。

○竹田陽一委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 やはり、相談収納というか、それが大切だということが分かりました。ぜひ相談収納を進めていただきたいと思っております。

次に参ります。最後の質問になりますけれども、国民健康保険は、滞納があると、窓口で10割支払いの資格証明書になってしまいます。昨年度末の資格証明書の発行数と、同じく短期保険証の発行数を市民課長にお聞きします。令和4年度と比較しての件数はどうでしょうか。

関連して、マイナンバーカードの保険証での滞納の場合、今までのような資格証明書や短期保険証が発行されるのかお聞きをいたします。市民課長にお聞きいたします。

○竹田陽一委員長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 国民健康保険証の資格証明書の発行件数は、令和5年度末時点で17件、該当人数は20人です。

また、短期被保険者証の発行件数は28件、48人となっております。前年度の同時期と比較いたしますと、資格証明書は前年度23件、26人ですので、件数で6件、人数で6人減少しております。

短期被保険者証につきましては、前年度の実績が32件、62名でしたので、件数で4件、人数で14人減少しております。

次に、資格証明書や短期被保険者証の今後の取扱いですが、今年の12月2日からの被保険者証の廃止に伴い、資格証明書の発行はなくなり、短期被保険者証の仕組みも廃止となります。マイナンバーカードの保険証、マイナ保険証の方が保険料を滞納された場合、これまで資格証明書を発行していたことに代えまして特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行うこととなります。特別療養費の対象者かどうかは、オンライン資格確認の仕組みで確認できるため、医療機関にはマイナ保険証を提示して受診することとなります。

○竹田陽一委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 市民課長のほうから件数と人数を報告いただきました。昨年度よりも減ってるということで、それはよかったなと思っておりますが、資格証というのが17件で20人いらっしゃるということですので、窓口で10割というのは、保険税も払えないのに窓口で10割というのは、なかなか払えないわけですので、ぜひこの資格証や短期証を減少させるためにも、相談収納ということが大事ではないかと思っております。ぜひそういう意味でも資格証や短期証にならないように、相談収納で市民の負担をというか、市民の相談に乗っていただきまして納税促進を進めていただきたいと思います。

そうすると、その次ですけども、短期証や資格証明書の発行はなくなるという市民課長のお話でしたので、マイナ保険証によって、それを持っていけば医療機関の窓口で確認ができるということですね、市民課長、そういうことでよろしいんですね。確認してよろしいですか。

○竹田陽一委員長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 そうですね、結局、今まで

資格証明書だった方は、資格証明書をお見せするという形だったんですけども、それがマイナ保険証の中にその情報が入りますので、マイナ保険証を出していただくと、医療機関のほうでこの方は、昔でいうというか、今でいう資格証明書、12月2日からですと特別療養費で、その10割窓口で払っていただいて、保険給付分は後でご本人にお戻しするというような特別療養費の支給の対象の方だということは、医療機関の方も分かるような仕組みになっています。

○竹田陽一委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 マイナ保険証の方は、今、市民課長がおっしゃったように、特別療養費の確認ということであれなんですけれども、マイナ保険証がない方、今まで保険証で対応した方はどのような対応になるのでしょうか、お聞きいたします。

○竹田陽一委員長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 マイナ保険証でない方には資格確認書というものをお送りすることになるんですけども、その資格証明書のような方に、特別療養費の支給の対象になった方には、その資格確認書の隣に（特別療養）と書かれた資格確認書をお送りするような形になります。

○竹田陽一委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 そうすると、マイナ保険証がない方は、今、市民課長のおっしゃったように資格確認書というのが発行されます。その中で、滞納している方は、その中に特別のこのあれが記載になるということですね。2種類のということおかしいんですけども、普通の保険証代わりの資格確認書とその滞納してる方と2種類があると、2種類で発行されると、そこで確認するということですね。分かりました、私のほうでは理解しておりますけども、はい。

そうすると、これは、先ほどもお話ししましたけども、10割というものがこの方、保険証ない方で資格確認書で10割と、未納の方は10割と

ということが確認されるわけですからあれですけども、例えば、今までの短期証のような対応の方、そういうものはなくて、滞納してる方は10割と、窓口10割負担と1つだけになってしまうんでしょうか、お聞きいたします。

○竹田陽一委員長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 先ほど申し上げましたように、その短期被保険者証の仕組みがなくなりますので、今まで短期証だった方につきましても、未納が一定期間続いた場合は、今の制度でいう資格確認書、今度でいうと特別療養費の支給の対象にはなってくるとは思いますが、早期の納入をお願いしていくというような形になると思います。

○竹田陽一委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 12月2日からですけども、1年間、保険証を持ってる方はマイナ保険証でなくても使えるということでありましてけども、混乱というものがね、市民に理解していただけるかどうか、システムが変わったということだね、しっかりとそこは市民課としても周知していただくと。そういう意味でも相談収納をしていただければ、相談収納の部分には税務課ではありますが、相談収納にすることによって資格証や、今まででは短期証ですけども、このたびの資格確認書の発行などのその特別療養費の確認というような保険証、保険証と申しあげたらいいのかカードと申しあげたらいいのか、そういうものが発行されないわけですから、大事なことは、相談収納に努めるということが、こういうものをなくす、減少させていくということで大事だと思います。ぜひ税務課さんとも連携し、その辺を努めていただきたいと思います。

最後ですけども、質問は全部終わりましたけども、市税や国民健康保険税の、先ほども申し上げましたけども、収納率が県内13市で連続1位であるということは、本当に職員の皆様の取組の前進部分であると評価するものではありません。

すが、市民に寄り添った相談収納が進んでいることにより、差押えや件数が減ったということだけでなく、納税に対する市民の意識が、私は皆さん、職員の方が今まで頑張ってくださったことに対して、納税に対する市民の意識が向上している表れではないかなと、収納率の連続1位を獲得してる、獲得というか保ってるということはそういうことではないかなと、市民の納税に対する意識の向上ではないかなと思っております。やはり、市民に寄り添った丁寧な相談収納というものが市民の納税を喚起しているものではないかなと思っております。

ですから、何度も申し上げますけども、相談収納というのは、本当に市民に寄り添った相談収納をしていくということは大事なことだと思っております。それが市民に優しい政治にもつながるのではないかなと思っております。さらなる市税や国民健康保険税の相談収納の促進を求めてまいりたいと思います。

以上で質問を終わります。よろしく願いをいたします。

○竹田陽一委員長 ここで、暫時休憩をいたします。

再開は午後3時5分といたします。

午後 2時43分 休憩

午後 3時05分 再開

○竹田陽一委員長 休憩前に復し、会議を再開します。

総括質疑が終わりましたので、これから細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。